

福島県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合の規約変更について届出を受理したので、同条第5項の規定により公表します。

【届出の内容】

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、別表第3（第17条関係）の1「共通経費」の表中「及び外国人登録原票」を削除する。